

開設時間：午前8時30分～午後5時
(月～金・祝日除く)

内職相談・あっ旋

☎ 03-3200-3412

内職者を求めている事業者の方へ

当事業では内職者をお求めの事業者の方へ内職者のあっ旋を行っています。
※内職者の募集、あっ旋には事業所登録が必要です。まずは、ご相談ください。

<p>事業所登録</p>	<p>(対象) 東京都内の事業者 (島しょ部除く) (登録方法)</p> <p>① 内職の求人内容について電話相談 ※仕事内容によってはお断りする場合がございます。予めご了承ください。</p> <p>② 下記の仕事内容の確認、「事業所登録必要書類」提出、事業所訪問、ヒアリング等を実施</p> <p>(有効期間) 事業所登録は受付日より3年間 / 求人票は受付日より1年間</p>
<p>あっ旋までの手順</p>	<p>① 当財団が内職希望の登録者に求人内容を紹介する。</p> <p>② 紹介を受けた内職希望者が電話等により直接連絡します。その際には、「公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター」からの紹介であることを伝えた上でご相談します。</p> <p>③ 仕事内容、条件等を内職希望者と話し合い、採否を決めて下さい。</p>
<p>内職求人を出すにあたってのお願い</p>	<p>☆ 内職者との面接に際しては、実物を見ていただき、作業内容、工賃、支払日、納期不良品の取り扱いなどの内職条件を説明してください。</p> <p>☆ 仕事を委託するときは、条件を明確にするために「家内労働手帳」に必要事項を記入し、内職者に渡してください。 ※家内労働手帳のモデル様式は「厚生労働省 家内労働安全サイト」よりダウンロードできます。 https://kanairodo.mhlw.go.jp/etc/notebook.html (外部サイト)</p> <p>☆ 内職の仕事切れ、変更等の事態が生じた場合は、速やかに内職者に連絡して下さい。</p> <p>☆ 内職者が求人の定員を満了したときはご連絡下さい。 ※求人票の有効期限内であれば内職者に欠員が生じた等の場合、電話による再求人も受け付けています。</p>

事業所登録 提出書類

*法人事業主の方	*個人事業主の方
<p>① 現在事項全部証明書(写)</p> <p>② パンフレット・ホームページのコピー等</p> <p>③ <u>事業所台帳(PDF、こちらからダウンロード)</u> ※記入例はこちら(PDF)</p> <p>④ <u>求人票(PDF、こちらからダウンロード)</u> ※記入例はこちら(PDF)</p>	<p>① 開業届(コピー)</p> <p>② 確定申告書(コピー)</p> <p>③ パンフレット・ホームページのコピー等</p> <p>④ <u>事業所台帳(PDF、こちらからダウンロード)</u> ※記入例はこちら(PDF)</p> <p>⑤ <u>求人票(PDF、こちらからダウンロード)</u> ※記入例はこちら(PDF)</p>

【お問合せ】

〒160-0022

東京都新宿区新宿7-3-29 新宿ここ・から広場

電話:03(3200)3412 FAX:03(3208)3100

就労支援課 内職相談担当